

市第 101 号議案

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例等の
一部改正

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例等の
一部を改正する条例

（横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部改正）

第 1 条 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年 8 月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「副市長」の次に「、教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）」を加える。

第 2 条第 1 項中「副市長」の次に「、教育長」を加え、同条第 2 項中「ほか、」の次に「教育長及び」を加える。

第 3 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 教育長の給料の額は、月額 840,000 円とする。

第 9 条第 2 項第 3 号中「常勤」を「教育長及び常勤」に改める。

第 9 条の 2 中「秘書」を「教育長及び秘書」に改める。

（横浜市旅費条例の一部改正）

第 2 条 横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表中「及び副市長」を「、副市長及び教育委員会の教育長」に改める。

（横浜市退職手当条例の一部改正）

第 3 条 横浜市退職手当条例（昭和24年 8 月横浜市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「教育長および」を削る。

第 3 条中「第 3 条第 3 項」を「第 3 条第 4 項」に改め、「、横浜市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年10月横浜市条例第33号）第 2 条第 1 項」を削る。

（職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正）

第 4 条 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年 3 月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「地方公営企業法」の次に「（昭和27年法律第 292 号）」を、「含む。）」の次に「及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第11条第 5 項」を加え、「基き」を「基づき」に、「規定する」を「必要な事項を定める」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の横浜市常勤特別職職員の給料及び

手当に関する条例第 9 条第 2 項第 3 号の規定（教育委員会の教育長に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

- 3 第 2 条の規定による改正後の横浜市旅費条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会の教育長の給与その他の勤務条件等を定める等のため、横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（抜
粹）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$ ）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条
第 3 項の規定により、市長、副市長、教育委員会の教育長（以下
「教育長」という。）、常勤の監査委員、公営企業管理者、固定
資産評価員及び横浜市特別職の秘書の職の指定等に関する条例（
平成 26 年 2 月横浜市条例第 4 号）第 2 条の市長の秘書の職にある
者（以下「秘書」という。）に対する給料及び手当の額並びにそ
の支給方法を定めるものとする。

（市長等の給料及び手当）

第 2 条 市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び秘書（以下「
市長等」という。）に対しては、給料、地域手当、期末手当及び
退職手当を支給する。

2 前項に定めるもののほか、教育長及び秘書に対しては、通勤手
当を支給する。

第 3 条 （第 1 項省略）

2 教育長の給料の額は、月額 840,000 円とする。

$\frac{3}{2}$ （本文省略）

$\frac{4}{3}$ （本文省略）

（退職手当）

第 9 条 （第 1 項省略）

2 前項の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額

に市長等としての在職期間の月数（当該月数に 1 月未満の端数がある場合には、これを 1 月とする。）を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、特別の事由があると認められるときは、市長及び副市長の退職の日から 3 月以内に市会の議決をもって市長及び副市長の退職手当の額を減額することができる。

（第 1 号及び第 2 号省略）

- (3) 教育長及び常勤の監査委員 100 分の 14
常勤

（第 3 項から第 6 項まで省略）

（通勤手当）

第 9 条の 2 教育長及び秘書の通勤手当の額及び支給方法については、一般職職員の例による。

横浜市旅費条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表

区 分		車 賃 〔1 キロメー トルにつき〕	日 当 〔1 日 に つ き〕	宿 泊 料 〔1 夜 に つ き〕	食 卓 料 〔1 夜 に つ き〕
特号	<u>市長、副市長及 及び副市長 び教育委員会の 教育長</u>	円 37	円 3,300	円 16,500	円 3,300
（ 省 略 ）					

（備考省略）

横浜市退職手当条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

(職員の定義)

第2条 この条例において職員とは、次に掲げる者をいう。ただし、規則で定める臨時の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員は除く。

(第1号から第8号まで省略)

(9) ~~教育委員会~~教育委員会の職員。ただし、市から給与を受けない者を除く。

(第10号から第15号まで省略)

(給料の定義)

第3条 この条例において給料とは、横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例 第3条第4項
第3条第3項及び第10条第1項、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）第2条第1項 ~~、横浜市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年10月横浜市条例第33号）第2条第1項~~並びに横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年4月横浜市条例第27号）第3条第1項に規定する給料をいう。

職務に専念する義務の特例に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

(目的)
(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条（地方公営企業法~~（昭和 27 年法律第 292 号）~~第 7 条の 2 第 11 項において準用する場合を含む。）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるこ
基き、規定する
とを目的とする。